

平成24年1月31日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人 信託協会

「会社法制の見直しに関する中間試案」に関する
意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見をとりまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

「会社法制の見直しに関する中間試案」に関する意見

「会社法制の見直しに関する中間試案」の該当箇所	意見
<p>第2部 親子会社に関する規律 第3 キャッシュ・アウト</p> <p>1. 特別支配株主による株式売渡請求等</p>	<p>●以下の定義または趣旨の明確化を望む。</p> <p>『特別支配株主』とは、ある株式会社の総株主の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）以上を有する者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社等が有している場合における当該者をいうものとする。」と定義されるが、「ある者」が信託を通じて株式を間接的に保有する場合（例えば、当該者が保有する株式を信託し、当該信託の受益権を保有している場合）は、「当該者が発行済株式の全部を有する株式会社等が有している場合」にあたらぬ（つまり、信託財産たる株式は議決権の保有割合を算定するにあたり合算の対象とならぬ）と理解してよいか。</p>
<p>第3部 その他 第1 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求</p>	<p>●以下の観点から慎重な検討を要するものとする。</p> <p>差止請求の対象となる株式</p> <p>中間試案においては、差止請求の対象となる株式の範囲が公開買付規制に違反して取得された株式に限定されるのか、当該違反者が違反行為後適法に取得した株式（例えば、金商法27条の2第1項4号に規定する、3カ月以内に市場外等において5%超の株式を取得し、市場内外合わせて全体として10%超の株式を取得することにより、株券等所有割合が3分の1超となる場合に公開買付を行わず、3カ月を超えた後に市場内取引により株式を適法に取得する場合など）にも及ぶのか、あるいは、違反行為以前に保有していた株式までに及ぶのかが明らかでない。差止請求が認められた後は、売却するまで議決権行使の差止の効果は継続するということであるので、規制の対象範囲により株式の振替制度におけるシステム対応、株主名簿管理人におけるシステム対応等の対応範囲が異なるため、改正がなされる場合には相応の対応期間を要すると思われる。</p>

<p>第3部 その他</p> <p>第1 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求</p>	<p>●以下の観点から慎重な検討を要するものとする。</p> <p>議決権行使の差止が初めてなされる株主総会への反映期限</p> <p>議決権行使の差止の効果を反映した議決権行使書面の作成、議決権の集計対応を株主名簿管理人において実施することを勘案すると、議決権行使の差止が初めてなされる株主総会に関しては、差止に関する連絡が株主名簿管理人に対してなされることが実務上必要と考える。</p>
<p>第3部 その他</p> <p>第2 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由</p>	<p>●以下の観点から慎重な検討を要するものとする。</p> <p>株式等の発行会社または株主名簿等管理人にとって、閲覧等の拒絶事由はできるだけ客観的な要件・形式で規定されることが望ましい。削除するとされている「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。」（会社法125条3項3号及び252条3項3号）の要件は、「当該請求を行う株主又は債権者…がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。」（同項1号）等、同項の他の要件に比較し、より客観的で確知しやすいものとなっている。</p> <p>また、3号の要件は、裁判実務上、1号の要件との関係で、同号の証明責任を株主に転換する機能を果たしてきており（東京高裁決定 平成20年6月12日を参照）、かかる実務への影響を考慮する必要がある。</p>